

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【会社名】	平田機工株式会社
【英訳名】	HIRATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 雄一郎
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-0555(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 二宮 秀樹
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096-272-5558
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 二宮 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第72回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなう。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として平田雄一郎氏、平田正治郎氏、前田繁氏、小崎勝氏、西村茂春氏および二宮秀樹氏を、社外取締役として小川暁氏および上田亮子氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として元田直邦氏、今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額810,000千円以内（内、社外取締役分は100,000千円以内）とする。また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額120,000千円以内とする。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を改めて設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	80,163	443	61	(注)1	可決(99.23)
第2号議案					
平田 雄一郎	77,625	2,987	61	(注)2	可決(96.08)
平田 正治郎	78,704	1,908	61		可決(97.41)
前田 繁	78,706	1,906	61		可決(97.42)
小崎 勝	78,596	2,016	61		可決(97.28)
西村 茂春	78,757	1,855	61		可決(97.48)
二宮 秀樹	78,756	1,856	61		可決(97.48)
小川 暁	79,145	1,467	61		可決(97.96)
上田 亮子	79,658	954	61	可決(98.59)	
第3号議案					
元田 直邦	66,449	14,158	61	(注)2	可決(82.25)
今村 憲	79,421	1,191	61		可決(98.30)
遠藤 恭彦	73,893	6,715	61		可決(91.46)
岡部 麻子	80,140	472	61		可決(99.19)
第4号議案	79,424	460	789	(注)3	可決(98.30)
第5号議案	80,284	316	73	(注)3	可決(99.37)
第6号議案	80,158	454	61	(注)3	可決(99.21)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上